

2019年6月14日
沖縄電力株式会社

一般送配電事業者の兼業認可について

当社は、改正電気事業法第22条の2第1項ただし書きの規定に基づき、6月5日に一般送配電事業者の兼業認可申請を行い、本日、経済産業大臣より認可を受けました。

改正電気事業法が施行される2020年4月以降は、原則として、一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないとされております（兼業規制）。沖縄地域は、本土から独立した単独かつ小規模な電力系統であることから、弾力的な電源の運用の必要性が特に高いことに加え、災害対応において送配電部門、小売部門及び発電部門が一体となって活動する必要性が特に高いという実態があることを踏まえ、兼業規制の例外として認可されたものです。

本認可により、当社は、2020年4月以降も送配電部門、小売部門及び発電部門が一体会社の下で電気事業を営んでまいります。なお、兼業認可を得た場合でも、送配電部門の中立性の確保を目的とする規制は適用されることとなります。

以上